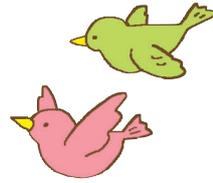


1

認知症のことを 知っていますか？



認知症には様々な種類があります。

認知症とは、「いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったりして、脳の司令塔の働きに不都合が生じ、様々な障害が起こり、生活するうえで支障がおよそ6カ月以上継続している状態」のことです。

認知症には様々な種類があり、その種類によって、現れる症状や特徴は大きく異なります。また、ものわすれの症状を示す治療が可能な「認知症と間違われやすい病気」や、65歳未満で発症する「若年性認知症」などもあります。

アルツハイマー型認知症

特徴

ゆっくり進行していきます。記憶障害が著しく、特に最近の記憶(短期記憶)が不得意になります。

症状

料理の手順を間違えたり、趣味への関心がうすらぎますが、初期はそれらをとりにくろう様子が見られます。進行すると、もの盗られ妄想や道に迷うなどの症状が現れます。

血管性認知症

特徴

脳梗塞や脳出血などによって脳が障害を受けた部位の症状が現れます。脳血管障害の再発のたびに階段状に進行します。

症状

ものわすれ以外に現れる症状は、身体の麻痺や嘔下障害、言語障害などです。記憶障害があるわりには、しっかりしている部分も多い(まだら認知症)。

レビー小体型認知症

特徴

レビー小体というたんぱくが大脳皮質に蓄積されて発症します。筋肉のこわばりや手のふるえ、歩行障害などが特徴です。

症状

初期には、ものわすれの症状が目立たないことがあります。知らない子供がいる、虫がはっているなど、いるはずのないものが見えると主張する幻視を認めることがあります。

前頭側頭型認知症(ピック病)

特徴

ものわすれの症状は軽く、我慢をしたり、人を思いやるのが難しくなるなど「人格変化」が起こる認知症です。

症状

状況に関係なく、同じ行動や言葉を繰り返す症状が見られます。暴言や暴力、万引きなどの行動を起こすこともあります。

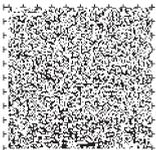
症状から、認知症と「間違われやすい」病気もあります!!

気づきの ポイント

一時的に現れる
認知症のような
症状は治る
場合があります。

- 2~3カ月で、ものわすれが**急激**に進行した
- 最近、**転んで頭を打って**から、ものわすれが出てきた
- 身近な人の死などの**心理的な変化**の後に、ものわすれが増えた

などの場合は、せいじょうあつすいとうしゅう まんせいこうまく か けっしゅ正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫、甲状腺ホルモンの異常、うつ病などの可能性もあります。適切な治療により、ものわすれが治る場合もありますので、早めに受診してください。



もしかして…若年性認知症？

認知症は一般的に高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合「若年性認知症」とされます。社会や家庭に与える影響が大きいばかりか、まだ若いということで、診断までに時間がかかり、うつ病などの精神疾患と診断されていることも少なくありません。



若年性認知症に気づくポイント

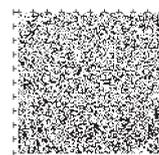
	本人が感じること	周りの人が感じること
職場で	今までやってきた仕事の手順が分からなくなり、時間がかかるようになった。	いつもの業務の手順なのに抜けている部分が多く、目が離せない。
家庭内で	普段作り慣れている料理が作れない。	作って欲しいメニューをリクエストしても毎日同じメニューの料理を作る。
車について	通い慣れた道なのに、目的地に辿り着くことができなくなった。	駐車、車庫入れがスムーズにできず、非常に時間がかかっている。
性格の変化	おしゃれに関心がなくなった。以前みたいにアイデアが浮かばなくなった。	自分の間違いを人のせいにする。
行動の変化	テレビドラマを見ていても、ストーリーが理解できない。	会話の最中、話題について行けていない様子である。

※若年性認知症コールセンターホームページを一部改変

若年性認知症の人が利用できる主な制度

制度	概要	相談窓口
①介護保険サービス	65歳未満の人でも、認知症と診断され、要介護認定を受けた場合は、『介護保険サービス』を利用することができます。	介護保険課、各総合支所、各市民センター (※連絡先は16ページ)
②難病医療費助成制度	65歳以下で前頭側頭葉変性症を発症した場合、申請をすると医療費の助成(※自己負担2割、所得に応じた自己負担限度額の設定あり。)を受けられます。なお、この他にも助成対象となる疾患はあります。	保健所健康推進課 TEL :0942-30-9729 FAX:0942-30-9833
③精神障害者保健福祉手帳	認知症と診断された場合は、初診日から6カ月経過すれば、申請できます。申請により、その程度によって1級から3級までの手帳が交付されます。 ○市営駐輪場の利用料金減免 ○自動車税等の減免 ○所得税、市・県民税等の障害者控除 ○NHK放送受信料の減免 ○各種公営施設の利用料金の減免 などのサービスが手帳の等級などに応じて受けられます。	障害者福祉課 TEL :0942-30-9035 FAX:0942-30-9752 各総合支所
④自立支援医療(精神通院医療)	認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割または所得等に応じた上限額に軽減される場合があります。	
⑤特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度重複障害者等に対して支給されます。	
⑥傷病手当金	被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に、1年6カ月を最長に支給されます。	加入している保険者
⑦障害年金	病気やケガによって障害を受けたときに支給されます。受給には障害の程度のほか、保険料の納付状況など一定の要件があります。	医療・年金課 TEL :0942-30-9032 FAX:0942-30-9107 各総合支所、年金事務所、各共済組合

※ その他の制度や相談窓口については、久留米市が発行している「障害者福祉ハンドブック」や福岡県が発行している「若年性認知症ハンドブック」を参照ください。ホームページでも検索できます。



若年性認知症に関する相談窓口につきましては、19ページを参照ください。